

**税金**

**個人住民税の特別徴収制度を知っていますか**

**特別徴収制度とは**

給与支払者（事業所）が従業員などの住民税（市民税+県民税）を毎月の給与から徴収し、従業員に代わって事業所が納入する制度を「特別徴収制度」といいます。従業員の方へ

平成24年度には県下一斉に、事業所に対する特別徴収制度が強化されます。

これまで納付書や口座振替により住民税を年4回に分けて納めていた人（「普通徴収制度」）は、多くの人が特別徴収に切り替わりまします。（個々での納付方法の選択はできません）

特別徴収制度は

▼事業所が徴収納付するため、納税の手間が省けて納付忘れがなくなる  
 ▼年12回に分けて納付していたので、1回当たりの負担が少なくて済む  
 など、便利な制度となっています

**特別徴収の義務付けと指定予告**

所得税の源泉徴収義務がある事

業所は、法令により特別徴収が義務付けられています。しかし、特別徴収をまだ実施していない市内の事業所の中には、特別徴収制度の対象となる事業所が約500社あります。

これらの事業所には今年の11月以降、市から特別徴収の指定予告通知を郵送させていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願ひします。

なお、すでに特別徴収を実施している事業所でも、非正規従業員などについて特別徴収を行っていない場合は、今後特別徴収をしていただくこととなります。

**特別徴収事務の流れ**

- ①市町から事業所へ指定予告通知を郵送します。（平成23年中）
- ②事業所は、平成24年1月に市町へ給与支払報告書を提出します。
- ③市町では平成24年5月上旬までに住民税額を計算します。
- ④平成24年5月中旬に、市町から事業所へ特別徴収税額を通知します。
- ⑤特別徴収開始。事業所は毎月の従業員給与から住民税を特別徴収し、翌月10日までに各従業員

問い合わせ 税務課 森田 ☎(23) 0035

員の所在地の市町へ納入していただきます。

**特別徴収の対象にならない場合**

次の人は特別徴収の対象とせず、普通徴収が認められる場合があります。

- ①給料から税額が引ききれない人
  - ②繁忙期のみ勤務や、日雇い労働者など毎月決まった日に給料が支給されない人
  - ③事業専従者（青色または白色申告を行う個人事業主と生計を一緒にする配偶者や15歳以上の親族で、事業にもつばら従事している人）
  - ④退職予定者
  - ⑤給与総受給者数が2人以下の事業所の従業員
  - ⑥総受給者数とは、事業所全体の受給者の人数です。また、「2人以下」の基準は前記の②③④に該当する人を除いた人数で判断します。
  - ⑦他の事業所で特別徴収されている人
- \*普通徴収にするためには、特別徴収義務者からの切替理由書の提出が必要となります。  
 詳細は税務課までお問い合わせください。

**環境**

**シリーズ環境美化 第2回 ベットの飼い方のマナー向上**

問い合わせ 環境課 日野 ☎(53) 2609

今回は、犬や猫などのペットの飼い方についてお伝えします。

**「相談事例」犬のふんの放置**

犬の散歩をする人が家の前にしたふんを回収しないのですが……

■市の対応  
 ふんの放置禁止の啓発看板を貸し出しています。ふんの多い場所に設置して、飼い主へ注意を促してください。

飼い犬はもちろん、放し飼いにしている飼い猫なども、ふんを放置しないよう心掛けましょう。犬のふんの放置は「静岡県動物の愛護及び管理に関する条例」により禁止されています。散歩のときは携帯回収容器などを忘れずに持って、飼い犬がしたふんは必ず家に持ち帰りましょう。

また、公共の場所や他人の土地にふんを埋める行為も放置に含まれますので、注意してください。公共の場所などでふんをすること防ぐために、自らの敷地内で済ますようにしましょう。猫の飼い方についても、近隣への配慮から、環境省では室内で飼うことを推奨しています。



このような啓発看板を貸し出しています

ほかに、次の点に気を付けて周囲に迷惑をかけない動物の飼育をしましょう。  
 屋外に出掛けるときはリードや綱を付けましょう。  
 飼い主にとってはかわいい動物かもしれませんが、その動物が苦手な人もいます。公共の場所では必ずリードや綱を付けて、ペットが飼い主から離れないようにしましょう。

飼い主の不明な動物にむやみに餌を与えないでください。  
 野良猫などへの給餌（餌付け）は悪臭やふんが発生するだけでなく繁殖の原因となるので、むやみに餌を与えることは控えましょう。

**健康**

**メタボリックシンドロームを早期に発見 年に一度は特定健診を受けましょう**

問い合わせ 国民健康保険課 野田 ☎(23) 0023

食生活の乱れや運動不足による糖尿病、高血圧、脂質異常症といった生活習慣病が、年齢とともに増加しています。

これらの症状に内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）が重なる「メタボリックシンドローム」という状態になり、動脈硬化が進行し、生命に関わる心臓病や脳卒中などの発症率が高くなります。

動脈硬化とは、動脈（血管）が硬くなったり、厚くなったりして、血流の滞りや血管の破損を招く状態のことをいいます。早い段階で生活習慣を見直し、発症に至る前に食い止めることが必要です。

**「特定健診で早期発見」**

特定健診は、生活習慣病の重症化を高めるメタボリックシンドロームを、早い段階で見つける健診です。メタボと判定された場合は、特定保健指導として保健師、栄養士などのもと、生活習慣の改善に取り組んでいきます。メタボと判定されない場合でも、現在の健康状態を知るために毎年受診することが大切です。

なお、現在高血圧や糖尿病、脂質異常症（高コレステロール血症



40歳～74歳までの公的医療保険加入者全員が特定健診の対象となります

**従業員**



**事業所（特別徴収義務者）**



**市町**

